

平成21・22年度長門市建設工事の入札参加資格審査申請における  
「経営事項審査総合評定値通知書」の取扱いについてのお知らせ

平成20年 8月11日  
長門市企画総務部財政課  
監理管財係  
問合せ tel 0837-23-1120

長門市では、平成21・22年度の長門市建設工事等入札参加資格審査申請（以下「資格審査」という。）の受付を平成21年1月から2月に予定しています。

この度、改正建設業法施行規則が平成20年4月1日から施行され、経営事項審査の審査項目及び基準が変更されたことに伴い、統一的な評価基準に基づく審査を実施する必要があるため、平成21・22年度の資格審査の際に必要な経営事項審査総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）について、次のとおり取扱うこととします。なお、お知らせします。

【平成21・22年度資格審査における総合評定値通知書の取扱い】

「資格審査に必要な総合評定値通知書」

次の①～③の条件をすべて満たす総合評定値通知書が必要です。

- ①平成20年4月1日以降の審査を受けた新基準であること。（再審査を受けたものを含む。）
- ②資格審査日時点で最新であること。
- ③資格審査日時点で有効であること。

ただし、審査基準日の都合上、資格審査までに新たに新基準の経営事項審査を受けられない可能性のある方は、個別協議いたします。また、経営事項審査を申請中の方は、「経営事項審査申請書の写し（受領印のあるもの）」を提出してください。

なお、平成21・22年度の長門市建設工事等入札参加資格審査申請についての詳細は、別途ホームページ等で告示する予定です。